

金沢市公幸

第3152号

令和6年(2024年)7月22日

〒920 - 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

次

1

2

3

●告 示

- ○自転車等を移動し、保管したことについて
 - (交通政策課)
- ○自転車等を撤去し、保管したことについて

○令和6年告示第82号(ふるさと納税寄附金等 に係る指定納付受託者の指定について) で告 示した事項の変更について (総 務 課) ○地縁による団体の告示された事項の変更につ

いて (市民協働推進課)

●農業委員会告示

- ○令和6年第7回金沢市農業委員会総会の招集
 - について

(農業委員会事務局)

●公営企業告示

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について

(下水道整備課)

3

4

告 示

●金沢市告示第217号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含 む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号) 第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和6年7月22日

金沢市長 村 山 卓

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場

金沢市営金沢駅第2自転車駐車場

金沢市営金沢駅第3自転車駐車場

金沢市営金沢駅原付バイク駐車場

金沢市営金沢駅東自転車駐車場

金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場

金沢市営本町2丁目自転車駐車場

金沢市営西金沢駅東自転車駐車場

金沢市営西金沢駅西自転車駐車場

金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

金沢市営東金沢駅西白転車駐車場

金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

金沢市営野町駅前自転車駐車場

金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

金沢市営割出駅前自転車駐車場

金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場

金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場

金沢市営金石バス停前自転車駐車場

金沢市営木越団地自転車駐車場

金沢市営表参道自転車駐車場

金沢市営十間町自転車駐車場

金沢市営香林坊地下自転車駐車場

金沢市営香林坊自転車駐車場

金沢市営柿木畠自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

金沢市営武蔵自転車駐車場

金沢市営森本駅東第2暫定自転車駐車場

金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

金沢市営此花町自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

自転車137台原動機付自転車4台自動二輪車1台

3 自転車等を移動し、保管した日 令和6年6月1日から同月30日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所 金沢市二口町二24番地5

公益社団法人金沢市シルバー人材センター

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 令和6年7月23日から同年10月22日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第218号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例(平成 6 年条例第45号)第 6 条第 2 項及び第 7 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 9 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

令和6年7月22日

金沢市長 村 山 卓

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	4台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	4台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
御影町地内	自	転	車	1台
末町地内	自	転	車	1台
下安原町地内	自	転	車	1台
北寺町地内	自	転	車	1台
高岡町地内	自	転	車	1台
みどり2丁目地内	自	転	車	1台
広岡2丁目地内	自	転	車	1台
米泉町7丁目地内	自	転	車	1台
大手町地内	自	転	車	1台
泉本町6丁目地内	自	転	車	1台
もりの里1丁目地内	自	転	車	9台
新保本2丁目地内	自	転	車	1台

若宮2丁目地内	自	転	車	1台
藤江南1丁目地内	自	転	車	1台
昭和町地内	自	転	車	1台
片町1丁目地内	自	転	車	2 台
上堤町地内	自	転	車	1台
石引2丁目地内	自	転	車	1台
中川除町地内	自	転	車	1台
大額2丁目地内	自	転	車	1 台
山科3丁目地内	自	転	車	1台
兼六町地内	自	転	車	1台
中村町地内	自	転	車	1台
神田1丁目地内	自	転	車	1台
大桑1丁目地内	自	転	車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日 令和6年6月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間

令和6年7月23日から令和7年1月22日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第219号

令和6年告示第82号(ふるさと納税寄附金等に係る指定納付受託者の指定について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和6年7月22日

金沢市長 村 山 卓

区分	変更事項	変更前	変 更 後	変更年月日
株式会社ア	事務所の所	東京都渋谷区桜丘町 22番 14号	東京都渋谷区渋谷三丁目 26番 20号	令和6年
イモバイル	在地	N.E.SビルN棟2階	関電不動産渋谷ビル8階	7月17日

●金沢市告示第220号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年7月22日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
福増南町会	代表者の氏	松井 重紀	濱田 幸治	令和6年
価増用町云	名及び住所	金沢市福増町南 1182 番地	金沢市福増町南 1165 番地	1月9日
田上町会	代表者の氏	矢本 勉	上田 雄一	令和6年
	名及び住所	金沢市田上町耕 13 番地	金沢市田上町イ 61 番地 6	1月28日
東長江町会	代表者の氏	中野 明夫	長村 和也	令和6年
	名及び住所	金沢市東長江町井 121 番地 2	金沢市東長江町と34番地1	4月1日

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により令和6年第7回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年7月22日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和6年7月25日 午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

- 3 議案
 - (1) 農地法 (昭和27年法律第229号) 第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明 願について
- (5) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による金沢 市農用地利用集積計画の決定について
- (8) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定による農用地利用集積等 促進計画に関する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第7号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局下水道整備課において、一般の縦覧に供します。

令和6年7月22日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 令和6年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 大浦町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市湊3丁目5番地8

名称 臨海水質管理センター

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

 令和6年(2024年)7月22日 発行
 発行人
 金
 沢
 市

 発行所
 金
 沢
 市
 役
 所

 編集
 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
 (株) 共
 栄